

【基本利用料】

福岡県軽費老人ホーム利用料規定による。

◆利用者階層別料金表

＜平成3年7月1日以降からの入居者に適用＞（単位：円）

	対象収入による階層区分		生活費	事務費	利用料
1	1,500,000	以下	50,210	10,000	60,210
2	1,500,001	～ 1,600,000	50,210	13,000	63,210
3	1,600,001	～ 1,700,000	50,210	16,000	66,210
4	1,700,001	～ 1,800,000	50,210	19,000	69,210
5	1,800,001	～ 1,900,000	50,210	22,000	72,210
6	1,900,001	～ 2,000,000	50,210	25,000	75,210
7	2,000,001	～ 2,100,000	50,210	30,000	80,210
8	2,100,001	～ 2,200,000	50,210	35,000	85,210
9	2,200,001	～ 2,300,000	50,210	40,000	90,210
10	2,300,001	～ 2,400,000	50,210	45,000	95,210
11	2,400,001	～ 2,500,000	50,210	50,000	100,210
12	2,500,001	～ 2,600,000	50,210	57,000	107,210
13	2,600,001	～ 2,700,000	50,210	64,000	114,210
14	2,700,001	～ 2,800,000	50,210	71,000	121,210
15	2,800,001	～ 2,900,000	50,210	78,000	128,210
16	2,900,001	～ 3,000,000	50,210	85,000	135,210
17	3,000,001	～ 3,100,000	50,210	93,000	143,210
18	3,100,001	～ 3,200,000	50,210	101,000	151,210
19	3,200,001	～ 3,300,000	50,210	108,900	159,110
20	3,300,001	～ 3,400,000	50,210	108,900	159,110
21	3,400,001	以上	50,210	108,900	159,110

- 1 平成3年7月1日以降に入居している本人事務費徴収額(月額)は、当分の間上表より求めた額とする。  
ただし、その額が当該施設の事務費を超えるときは、当該施設の事務費(月額)を本人からの事務費徴収額とする。
- 2 この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入および必要経費を合算し合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人の費用徴収額とする。この場合、100円未満は切り捨てとする。
- 4 11月～3月まで冬期加算として1人月額1,880円が加算される。
- 5 福岡県軽費老人ホーム設置運営要綱改正に伴い変更する。